

2008年5月25日 野口さん講演内容

関西でお話しすることはあまりないんですが、鞆の浦に来られる、ということで受けさせていただきました。主に制度論を扱っているので、景観法の制度に関して話をしたいと思います。

真鶴のことをまず話します。

景観法をご存知のようにできましたが、案の段階から絡んでおりました。景観法については評価する意見が多いのですが、私は実は「つまらない制度である」と思っています。それで、何がつまらないか、という話をしたいと思います。公共性という視点で話をしたいと思います。

景観と公共性

- ・ 成熟社会、市民社会となって「景観」が脚光を浴びるようになった。
- ・ 地方自治体では、景観に力を入れる地域、景観を売り物にした商店街や地域、テーマパーク又はディズニーランド型観光地等が評価をえている。
- ・ そしてこれらが、観光と経済と町並み形成運動が、景観法を作り上げる原動力となった。
- ・ しかし、景観法に今の景観をめぐる日本的状況がよく現れている。

- 1) 景観法の目的に「公共の福祉」はない。景観＝公共性とはとらえていない。
- 2) 景観は、指導により実現する、という制度となっている。
- 3) 厳しい規制はどうか、と言えば、それは同意、又は合意であるとしている。
- 4) 景観法は近代法の枠組みの中で立法された。要するに景観は「数値等の基準」によって実現される」という思想である。

景観法の目的に「公共の福祉」はない

景観法の目的には、通常都市計画関連法に入ってくる公共の福祉、というのが入っていません。いろんな事情があったようですが、原案の段階ではあったと聞いていますが、入っていないんですね。公共性があるかないか、ということについては、景観法は実は踏み込んでいない。国民の財産とは言ってますが、果たして公共性があるかどうか、このことは典型的に鞆の浦に現れている事象だと思います。

法律関係の人と議論すると、「景観とは趣味の問題だろう」というような話があって、価

値観によって全然違うと、訳の分からない話をするようになります。

真鶴やったときに一番こたえたのは、「建築関係者から、美の基準とはなんだ、主観的な部分を条例にするとは何事だ」とえらく怒られました。

1) 景観法の目的に「公共の福祉」はない。景観＝公共性とは、とらえていない。

● 景観は風景である

・歴史的に形成されてきた風景(景観)とは、地域の「公共の福祉」そもものであり、「客観」である。

・したがって、風景(景観)を守ることに、改めて「合意」は必要ない(歴史的に形成された規範、慣習法)。

● 「都市計画の公共性」と「風景(景観)を守り形成するという公共性」との戦い。

・「駅の浦」の都市計画道路整備の主張は、論理が逆転している。

・「車社会における利便性」に客観性はなく、イデオロギーである。

指導により実現する

命令ではなく指導によって景観を実現する、と言うところが問題で、これが公共性があるかないか、と言うことに関係していると思っています。公共性があれば指導ではなくて、命令でやればいい。しかし、価値観によっていいか悪いかが違ってくるといわれたら指導しかできない。景観法を使って景観行政をやっていくにあたって、窓口の担当が一番困るのがこの部分なのかなと思っています。指導で、色とか建物の形態ができるのかどうか、民間の設計者とは現場でいろいろな葛藤が出てくるのではないかと、と思っています。

2) 景観は、指導により実現する、という制度となっている。

・「趣味、私見」→「指導勧告」

・「定性的基準」→「指導勧告」

● 適合基準

・形態色彩意匠の制限

・ただし、「形態」には高さは含まれない

・厳格厳密な制限(数値等で表現できる適合基準)

厳しい規制は同意・合意

ただ、景観法の中では、厳しい規制ができるというのがありますが、大半が同意とか合意が条件となっています。行政がつくる景観計画に基づいて、景観を実現するためにはほとんど指導となっているのですが、それでは当然いい景観ができない、或いは守れないので、特に守るべき景観について、地権者の同意を得て、地区住民の合意を得て、景観地区を定めてようやく厳しい制限になると言うスキームになっています。

3) 厳しい規制はどうするか、たとえば、それは同意、又は合意であるとしている。

- ・景観重要建造物
- ・景観重要公共施設
- ・景観重要樹木
- ・景観協定
- ・地区計画→地区計画景観法条例
- ・景観地区

景観は「数値等の基準」で実現される

近代都市計画法という体系の中では、建築は自由、設計者が自由ではなくてデベロッパーや土地所有者が自由で、その上で、合意がされた部分についてだけ厳しい規制がかかるという近代法の枠組みがあります。そして、ここが一番問題だと思いますが、景観も自治体の命令の対象となるのですが、ほとんどが数値等の基準、色見本でこの明度とか彩度、とかやるんですね。私はこの世界は良く分かりません。担当者とはけんかしましたが、命令をするからには、厳密、厳格な基準じゃないとできない、というばかな話になります。数値等で、高さとか、格子窓とか、場合によっては材料とか、寸法とか、きちっと決めるから命令できるんだと、なんとなくこんな風にしてくださいとポンチ絵描いて、では命令できないと言う話になりました。ご存知のように建築基準法も数値の世界ですから、景観という本来数値ではできない分野にもかかわらず数値でもって規制するという制度になってしまったところが、景観法の最大の問題なんだろうと思っています。

4) 景観法の近代法の枠組みの中で制定された。要するに景観は「数値等の基準」によって実現される」という思想である。

- ・絶対的土地所有権
- ・「公共の福祉」を目的に国の法律で規制
- ・規制的手法による都市計画＝数値等による基準
- ・より厳しい規制は合意又は同意が必要

景観法はこれから景観形成を進める自治体にとって、景観法ができて景観の取り組みが進むかといえば難しい問題がある。景観法によって、これまでやった景観条例が違法状態になるという最大の問題があります。これは、上乘せ規制といいます。最近では地方分権で、それほどではないにしても、景観法によって景観形成ができるという法律の枠組みを作っ

てしまったので、景観形成したければ景観法を使いなさいということになった。景観法がなければよかったんですが、できたので、景観形成を条例等でやろうと思ったら、景観法を使いなさいということになりました。景観法に定めがない部分について、自主的にやるとそれは違法状態に陥ります、という法律上の解釈になるわけです。景観法が使いづらい、使えない、ということだけでなく景観法に則らない景観形成を条例できちんとやろうと思ったら、ほとんどの自治体は実は違法状態に陥るわけです。したがって、景観形成にとってはこれは障害になると私は思っています。

それで、少しこの話を続けますが、先ほど話しました、「景観法の目的に公共の福祉がない」というところが思想的には一番大きな問題であると思っています。景観という言い方は好きではなくて、風景と言ったほうがいいと思っていますが、主観の問題だとよく言われます。さて、結果として鞆の浦に現れたように、従来の都市計画の公共性と風景を守るための公共性とがバッティングしてしまう、と言うのが鞆の浦で現れた事象なんだろうと思っています。もう少しきちつという、特に都市計画道路、区画整理、あるいは再開発といった公共事業は公共性という道理の元に事業を行なう、最近では都市計画道路を含めて道路の公共性についてはいろいろと問題になっているけれども、都市計画決定をする時には、公共性があるということで決定がされるわけです。

問題は、鞆の浦で言えば、ここの景観・景色・風景は誰がどう見ても公共性があるわけですから。趣味の問題ではなく、鞆の浦に来れば分かることだと思います。

道路の公共性と、鞆の浦の景色、景観の公共性で戦ったとき、どちらをどう優先していくのかとなるわけです。そこで、本当に鞆の浦の都市計画道路に公共性があるのか？と言うことですが、昨日の議論でも分かるとおり、わざわざ港に路線として都市計画道路を引く、という公共性は私はないと思っています。鞆の浦の風景を守ることこそが、鞆の浦のまちにとって公共性があることだときちんと言えたならば、都市計画道路をわざわざ港に引かなくても、トンネルで裏側に通せばいいという話になるんだろうと思っています。

まさにここが対立なんだろうと思っています。鞆の浦に限らず、どこでもこういう問題が起きています。特に道路特定財源がらみの話で、BパイC（費用対便益）を適当に計算して1.2以上にしたり操作して公共性があると言ってるわけですが、きちつと計算するとそうではないとなってきたりしています。

実は現在、北陸で同様な案件を抱えています。地域高規格道路をつくるという計画なんですけど、まさにこの問題でありまして、高架化するということについて公共性があると言うんですが、公共性というのは一般論で言うべきではなくて、ここの路線にこの道路を作るということにこういう公共性がある、ということをしちつと証明しなければならないんですが、都市計画決定の文章の中にはそんなことは全然書いてない。単に道路網計画に基づいてどことどこをつなぐ道路として公共性がある、これによって必要時間が5分縮まると言っている。5分縮まることと、地域の住民の生活を分断したり、風景を変えてしまうこ

とどっちの公共性が優先されるのか、と言う話をしていますが、当然この議論は噛み合わないんですね。繰り返しますが、まさに鞆の浦であらわれているのがこの点であると思います。

最近よく分かってきたんですが、車社会では便利になるのは公共性があると地方整備局もよく言うんですが、ほんとにやるのか、これはイデオロギーじゃないのかと最近思うようになってきました。車で便利にショッピングセンターにいけるといのは、公共性の議論ではなくてイデオロギーの世界で、そう思ってるだけじゃないか。たった5分のために道路をつくるというのは、これはイデオロギーでしかないとは私は思って、ここを深めていきたいと最近思ってます。

先ほどいいましたように、景観は趣味の話なので、指導、勧告の世界にいつてしまう。それから、次の話が一番問題だと思っていますが、定性的な基準は、命令の根拠としてきわめて薄いという言い方をしています。誰が言ってるかと言うと、景観法を作って運用していた側がそう言ってます。建築や都市計画のプロのかたに聞きたい、議論してみたいところなんですが、果たして定量的な基準でいい景観とか建築ができるんだろうか？

あきらかに建築家を不自由にしているのではないか。高さとか色とかセットバックとか、こんな数値で建築家の自由を奪っているのはひどい話だと、私は思っています。

むしろ、あるべきことは定性的な基準があって、ここはこういう歴史的なところだからこういう建築にして欲しい、というような定性的な基準をはっきりさせたうえで、あとは建築家の創造的な行為として設計をやってもらうというのが、いい都市をつくるには一番いい、と私は思っています。

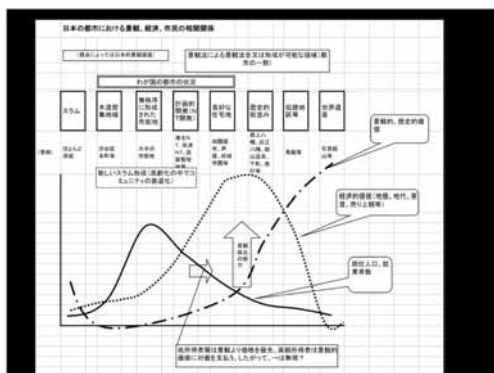
そういう意味では、なぜ定性的な基準が指導基準でしかなくて、適合基準・命令にできないのかというところが、日本の都市計画法、建築基準法、さらに景観法についての大きな問題で、ここを何とかしないといけないと思っています。さらに景観法は、適合基準としてできるのは形態及び色彩の制限だけとなっているところです。さらに、教えて欲しいんですが、形態の中になぜ高さははいらないのかと言うことをずっと疑問に思っています。高さと言うのは形態ですよ。景観法上は高さは形態ではないというばかな言い方をしています。文章では書いてないですが、事実上はそう解釈できるんです。非常に不思議なところです。高さを入れない形態、セットバックを入れない形態というのは、一体あとは何なのか良く分からないところです。

でこぼこ作ったり、傾斜屋根にするというような話なのかなと思ったりもしますが、あとは、色彩、意匠というところです。問題は、形態や色彩、意匠について厳格、厳密な制限で果たしていいものができるかという点を疑問に思っています。

最近出てきているのが色ですが、マンセル値で、ここからここまでの範囲であればオーケーということをやっています。マンセル値で範囲を決めて命令にして、果たしていい景観ができるのかということについては、私はいろんな都市を見てますが非常に疑問に思ってしまうのではないです。簡単に言えば、例えば原色の赤はだめ、と言うわけですね。でも原

色の赤もいいんじゃないか、要するに使い方の問題だと思います。或いは材料の問題だと思います。真っ赤なペンキを塗ったんじゃないかと思うんですが、赤をポイント的に使うとかはなかなか粋なもので、私はいんじゃないかと思うんですが、ここは法学部政治学科の無能力さであって、これの証明ができないので日夜苦悩しています。是非あとで、明快な答えをいただければ非常にありがたいです。

さて、景観法でどこがどうなるか、せっかく鞆の浦に来たんだから少しお話をしたいと思いますが、これは私が勝手に分類したものです。最近スラムなんかいいんですが、スラムほどいい景観はないんじゃないかとも思うんですが、それはおいといて、一応世界遺産までであると仮定しています。



●我が国の都市・地域を景観の観点で見ると、スラム→世界遺産のように類型化できる。
 ●うち、国民の多くは、木造地区、スプロール地区に居住する。それは、国民の所得階層と関係している。
 ●一定の所得階層(中の中、中の上)は、NTT等を売却するが、親子4層により開発された市街地、代官山等を典型とする高級住宅地に居住する層は、土の上は固定される。また、同時に超層ゼンセンを積み重ねる。
 ●高所得者層は、居住地を選択する際に、良好な景観に付帯を払うことができるが、低(中)所得者層は、住宅価格を優先する。したがって、スプロール地、あるいはそこに立地する賃貸アパートに居住せざるを得ない。
 ●結果として、景観は、高所得者層にとっては重要な(対価を払う)価値である。
 ●一方、伝統的な下町、地方的歴史的町並みを持つ都市は、従来の居住者により支えられているが、新住民を支える主体の景観が薄らい。そのために、町並みにより景観による地域振興を進め、新たな主体形成に取り組み、景観が生まれている。
 ●我が国では、世界遺産の対象となる都市は少ない。さらに「景観保護」が「地域振興」「生活形成」の間に矛盾が生まれている。

日本の中で、多くの住民は左よりのスプロール地域、無秩序に形成された市街地、ややお金がある人は計画的に開発された住宅地、ニュータウンと言われているところ、もっとお金がある人は、良好な住宅地、田園調布とか成城学園とか芦屋とか、お金があつてかつ暇があり、趣味がなかなかいいという人が、ようやく歴史的なまちなみに住むと、郡上八幡とかに住むんだらうなと思っています。ではもっと景観がいい、伝建地区に住むかということですが、これは私は住まないと思っています。ましてや、世界遺産には住みたくない、たぶん住みたくないんだと思っております。

景観法はこれらのうちどこが対象なのか、ということはずっと考えてますが、たぶん伝建地区と世界遺産は別にして、良好な住宅地と歴史的まちなみには守るべき景観がありそうな気がするので、ここが対象になるだろうと思っています。

問題は、木密とか、無秩序に形成されたスプロール地帯は果たして景観法を使うことができるのか、恐らく使えないことはないと思いますが、ただ、景観法をつかってまで、景観形成のために指導したり命令したりするのはなかなか難しい、法律学的には立法事実といいますが、景観法ができたんだから使うのは法律違反ではない、というのは実は違っておりました、たとえばそこで景観地区をかけるとか景観計画を立てて業者に指導したり命令したりするには立法事実、根拠が必要です。では、日本のスプロール地域にそのような根拠があるのかということについては、なかなか難しいところです。そうすると日本の国民が住んでるところの大半はスプロール地域ですので、相変わらず日本は景観法を作ったけれど、国土全体がいい景観になっていくということは、多分ほとんど期待できないというように思っています。

こんなことを実は考えて、どこからやっていこうかとまさに考えてて、一番左からやってみようということです。鞆の浦を救えないで、景観が日本で広がるのかと考えておりました、この前、石見銀山が世界遺産になりましたが、世界遺産になると結構面倒で、駐車場が増えたり、いろんな問題がおきてるという話も聞いています。世界遺産が守れないで、景観はできないので世界遺産の対象たる鞆の浦で、まさに都市計画道路を決定させないということからうまくやらないと、と思っています。

伝建地区は良置いときますが、次に歴史的なまちなみ。これはたぶん、いろんなことができると思っています。この辺でまず景観法を広めないといけないと思っています。可能だったらそういうところに日本国民がみんな住んでくれる、そしてそこの地価が高くなって土地、建物が売れるという状態になれば一番いいかなと考えているところです。

では、少し真鶴の話をして。実は、同じようなことを考えながら真鶴での、いろいろな取り組みをしているところです。





真鶴は漁村です。鞆の浦と同じような港を抱えてますが、当然港の性格が全く違います。まさに真鶴での公共性の問題を問われている、という取り組みをしているわけです。

岬です。箱根の外輪山、溶岩が流れてこんなかたちになっています。

いまはほとんどが町有地となっています。石切り場がありまして、小松石という石が取れます。墓石として高く売れるものです。昔はこの港から江戸に小松石を積んで出て行って、江戸の築城の石ですね、江戸とのつながりが非常に強かったところです。



これが経過です。



経過	
1994年～96年	まちづくり計画策定（都市マスタープラン）
2001年～04年	合併協議会（津河郡町、真鶴町）
2004年	景観法制定
2005年	（仮称）中央マンション条例、3地区
2005年	景観行政団体
2006年	景観計画告示、景観条例制定

（景観法施行により市の条例キャンペーンを行う。2005年から2006年にかけて、市の町施設、道の駅まちづくり学級、道の町草子、道の町工房、真鶴のまち真鶴、ソーサイベント（野300）開始等の取り組みにより景観計画策定、景観条例制定を決定する）

真鶴は、昔はどこにでもあったような町だと思うんですが、そういう場所が、いわゆる中曽根内閣のアーバンルネサンスによってリゾート法ができて、これで一挙にリゾートマンションブームの走りが起こります。それでまちが混乱します。そこで町長選をやって、マンション反対派の町長が当選しました。そこでやったことですが、憲法違反的なことをやりまして、上水の給水規制条例というものです。給水の契約を結ばない、20戸以上の宅地開発、またはマンションについては水を供給しない、というような条例を作りました。真鶴は町が水を供給していて、県水を使ってないので、こんな危ないことができるんです。当然、憲法違反なのでやめようということで、それから3年かけてまちづくり条例を作りました。

合併の話もありましたが、住民投票をやりまして、最後は数票差で合併反対となり、合併しなかったというところですよ。で、2004年に景観法ができるんですが、実はそのあとマンションの申請がありまして、神奈川県建築課は当然受けましたが、まちづくり条例上はちゃんとプロセスを踏まないとまちはOKを出さないということなので、業者がまちづくり条例自体が憲法違反だ、という主張をしてきました。だいぶ議論をしましたが、建築確認も取ったので平行線です。最後は町は、伝家の宝刀である、水道の契約を拒否するということを業者に言いました。当然業者は法律違反だと、訴えるときたわけですが、訴えるなら訴えてみろよ。10年かかって最高裁まで付き合いますよ、10年間水出ませんよ、それでもいいならどうぞマンション建ててくださいと言ったら、じゃやめますとなりました。こんなことをしょっちゅう真鶴ではやってます。最高裁まで行きますかというのが最後の脅しです。行政行為というのは、裁判所で決着つくまでそれが法律違反であっても、適法状態だというのが行政法の解釈です。繰り返しますが、最高裁で決着つくまで適法状態です。水道契約を拒否するというのは最高裁で決着まで適法となりますので、10年間水が出ない、真にいい条例を作ったとおもいます。

条例には3つあります。土地利用規制基準、美の基準、デュープロセスですが、ここで話したいのは美の基準です。



これについてはだいぶ悩みました。真鶴は決して鞆の浦のように、歴史的に形作られた建物があるわけでない。普通の漁村ですから、バラックです。非常に建物が貧弱です。でもいいんです。この「でもいい」というのがなんというのかについて、非常に悩みました。真鶴の景観の良さ、景色の良さをどう定義づけるかが非常に重要であると。誰もがいいと言うわけですから、いいと言うだけでは規制できるわけではないので、いいという事実をどうやって条例にするか、を非常に悩みました。2つめ、景色というのは恐らく、個々の敷地、個々の建物が個性があって当然だけでも、それがまち全体として有機的に結びつかないと、恐らくいい景観はできないと思います。イタリア風の建物とフランス風の建物がごちゃごちゃになっても、決していいまちにならないわけです。3つめですが、猟師とか農家の仕事、海の仕事、山の仕事、畑の仕事と言ってますが、例えば猟師が網を干してる、という光景は実は非常にいい景色、景観なんだろうと思います。同様に、真鶴にも祭りがあります。貴船祭りといいますが、こういった出来事も景観の一部であって、さらに行けば、みかん畑も景観のひとつであると言えます。真鶴には夜光虫も出ます。かつては光ったんですが、今は光らないですが、これもまた夜の景観のひとつであります。

こういうことを「いい」というふうに思うんですが、繰り返しますが、それをどう具体的に「いい」と表して、さらにそれをどう指導したり、命令するのかということが重要です。これについて、近代的手法、規制手法でやっても多分できないだろうと思いました。そうではなくて、景観っていうのは住んでるひと、土地持ってる人の内なる発意でのまちづくりであって、いろんな取り組みをしたり建物作ったりお祭りやったり、結果でしかなくて、問題は結果でしかないものをどうして法律で規制してゆくのかが、なかなか難しいところです。

簡単に言うと、規制法ではなくて創造法という法律の形態をつくらないといけないんじゃないか、と思っているところです。口で言うのは簡単だけれども、創造法とはいいたいなんだろうと考えた。結果としては「まちづくり条例」に基づく規則になってるんですが、これも法の一部です。

次にデザインコードというのを作りました。条例上の8つの原則が書いてあります。場所格付け、尺度、調和、材料、装飾と芸術、コミュニティ、眺め、です。



眺めというのは基準、コミュニティも基準だと言ってるわけです。最後は、眺めとか、コミュニティとかを基準にしています。一番初めは、聖地と言うところから入ります。聖なるところと言うのが基準だと言うわけです。この 8 つの基準だけでは何のことか分からないので、69 のキーワードというのがあります。

たとえば「静かな背戸」というキーワードがあります。



前提条件と解決方法を言葉で書く、前提条件とは、「静かな背戸」というのは、真鶴には背戸道、普段は路地のことを言ってますが、集落と集落を結ぶ広域的な道路であります。これらを含めてすべてを背戸と言っていますが、背戸道はいいんだ、と言うことを書いてます。

次に解決方法で、それをどうやって建築するときには生かしていくのか、と言うことが書いてあります。読んでみますが、「賑わいを演出した建物の背後には、騒音から逃れた静かな背戸を用意すること。」と言うようなことが、69 の基準に書いてあります。

これだけでもよく分からないので、下のほうにあくまでも参考図として、写真とか、背戸道の位置とか、どんな対応の方法があるのかのスケッチ、を入れてあります。これが、我々にとっては創造法の形だろうと思ってます。これを読んで、デザインを具体的にどうするかはまさに建築家の自由なので、そこで建築家の能力を生かす、生かされるべきなので、細かい高さがいくつ、セットバックが何メートル、ここの生垣をどうする、というようなことを言うのは、建築家に対して失礼だと。むしろここは真鶴に来て、当たり前のようなこ

とに住民が思っている事を、規則でどうやって伝えてゆくのが重要で、これがあればたぶん建築家はイメージできて、デザインできるのかなと思っています。こういうものが69あるわけです。

最初のほうは聖なるところ、聖地から入ります。聖地とは、先端にある森を守る、道祖神とかこれらを聖地と言ってるわけですが、条例で位置づけて基本的に守っていく、無くなりそうな場合はちゃんと修復してもらう、というのも入っています。

最後は、先ほども言いました「夜光虫を取り戻す」。これもキーワードなのですが、果たして建築する時に夜光虫を取り戻すために何をやらなければならないのか、となるわけですが、これが、この議論がいいと思っています。建築家とクライアントと周辺の住民と議論しながら、じゃどうするかということをやりたいと思っています。

これを作ったときに、たぶん言葉にカチンと来たんでしょう、「美の基準」と言ったときに、建築家の集団からは色々なところで言われました。賛成してくれたのは、普通のおばさんがた、非常にいいねと言われたんですが、だいたい専門家からはけなされた、ということろです。



次になぜこんなことを考えたのか、と一言を話したいんですが、まず真鶴の良さというのは真鶴の住民はよく知ってるわけです。当然知っているから、真鶴の文書化されてないんだけどルールに基づいて建物を建ててきた、開発をしてきたということなんです。

例えば風の通り道については、ちゃんと後ろの人のために空けておく、あるいは、すり鉢状の地形なので、裏側から港がちゃんと見えるように、2階部分をどこに持っていかを考えていたと、これが真鶴の住民が建物を建てるときの暗黙のルールというわけです。

これが、真鶴の景観を形成してきたもとなんだということなんです。問題はこの真鶴の良さをどうやって条例化するのか、どう成文化するか？ということろで悩んだというわけです。

実は、悩む前から少し分かっていたと言うか勉強していたんですが、法政大学の五十嵐氏と一緒に、アレクザンダー氏といろいろとやりました。アレクザンダーの作品は、日本では埼玉県入間市の盈進学園東野高校というのがありまして、前の理事長がちょっと変わった先生で、いい学校作りたいて世界中から建築家を探したんです。それで、アレクザンダ

ーはちょっと面白そうだなって、パークレーまで行ってアレクザンダーを説得して、日本に招いたんです。我々が何をやったかという、盈進学園とアレクザンダーの間の契約をどうするかで、関わっていくんですが、アレグザンダーとは長い長い戦いに入っていくわけです。その過程で、パターンランゲージを読みながらいろいろと考えてました。直接アレクザンダーと話もできたし、盈進学園という学校をつくる過程でよく分かってきたわけです。「いい」ということについてなんと言ったらいいのか、彼はいっぱい言葉を捜すんですが、結局名づけることができない。パターンランゲージは、ひとつひとつの名づけることのできない質、例えば格子窓とか独立してあるわけではなくてどうやってつながりを持たせるか、アレグザンダーはそれを有機的なつながり、秩序、とか言います。これを使えないものかということで、考えたんですがパターンランゲージと言うのは難しい、全部読もうと思っても眠くなるわけです。読むことは読みましたが、これを全部読めというのは建築家、あるいは住民に言う、というのは無理に決まってるわけです。一方で、チャールズ皇太子が「英国の未来像」で10の原則、というのを作ったんです。この方が浅いんだけどすっきり分かりやすいんじゃないかと。チャールズとアレグザンダーは仲がいいらしく、10の原則と言うすっきりとした分かりやすさと、パターンランゲージというすっきりとしない分かりにくいものをどううまく融合できるのか、と考えました。ここまでいえば、真鶴の8つの原則と言うのは分かると思うんですが、チャールズの10の原則からヒントを得たわけです。チャールズの考え方に基づいて、真鶴にあった具体的に名づけることのできない質をちゃんと調べて、8つの原則にしました。よって、美の原則については従って規範であるという言い方をしています。8つの原則は街づくり条例の本則、本文の中に入っています。第8条にいくと、「場所：建築は場所を尊重し風景を支配しないようにしなければならない。格付け：建築は私たちの場所の記憶を再現し、私たちのまちを表現するものである。コミュニティ：建築は人々のコミュニティを守り育てるためにある。人々は建築に参加すべきであり、コミュニティを守り育てる権利と義務を擁する」こんなことが突然条例に出てくるわけです。これが、8つの原則です。次に、8の原則だけでは建築はできないので、キーワードを作りました。これは、まさにアレグザンダーの言うパターンを69で表したものです。さらに言えば、このパターンと言うのはアレグザンダーの言うように、色や線、要するに具体的に数値で表すものではないか。彼は基本的には「言葉」を重視します。従って、真鶴のキーワードもすべて言葉で書いてあります。言葉で前提条件、解決法が書いてあり、後は補助的に、イラストと写真からなっています。そして最後に、アレグザンダーの言うランゲージの部分、つながりの部分をどうするかということ、五十嵐氏と考えた。

実は、美の原則の美の基準の中には、つながりという部分はきちんと書いてない。書いてあるのは、69のキーワードをつなげた文章として書いてあるだけで、実はパターンランゲージには、このパターンとこのパターンは関連していると書いてあるんですが、その部分がどうしても条例化するときには書けなかった。実は、実際に現場でまちが建築家に指導する

ときに最大の悩みになってるところです。口では格好いい事言うんですが、格好いい事と言うのは、ひとつひとつのキーワード、パターンは独立したのではなくて敷地の特性から選んで文脈になるように建築してください、と言うんです。が、言ってるまちの担当者のほうが何を言ってるか分からないと言ってるわけです。建築家との対話になっていかない。建築家はスケッチとか描いてきますので、町には建築家がひとりもいないので、途端に何がなんだかわからなくなってくるわけです。

ただひとつだけ、まちの職員は真鶴がみんな好きなので、どうもそれは違うんじゃないか、という事は言えるんです。ですから、ひどい工務店になると、単に小松石らしきものを使ってるだけとか、おおきな擁壁の一部に小松石を使ってるとか、木をちょっと植えているだけとか、これらは能書きでなんだかんだと言えるわけです。まちとしてはこれらをどうするか困っている状況です。もうひとつ、法律的にはここが一番重要で、まさにここが景観法の足りないところと思っていますが、手続きの問題です。景観というのは、ある種言葉で表すパターン、つながりのような原則、基準で条例に書かなければならない。ただ、これは書いておくだけでいいのか、むしろ協議や話し合いの中でこのパターンがどうやって生かされたかどうか、ちゃんと言えなきゃいけない。

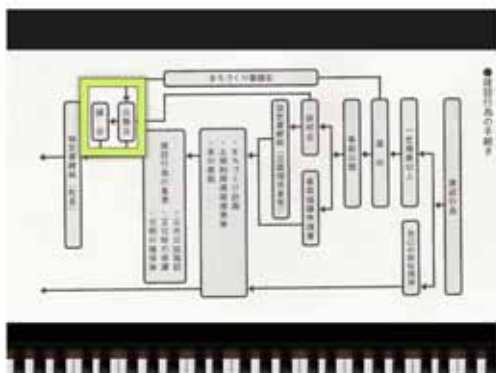


条例に基づく協議方式ですが、真鶴では特殊な協議方式をやっています。

まず、業者が窓口で相談に来ます。基本的には絵を描かないで来てくださいます。はじめは書いてきてたんですが、書かないで来てくれるようになってきています。そのうえで、条例「美の基準」、まちづくり条例、これすべてを買ってもらってます。セットで 1,500 円くらいだったと思います。このあと、町の職員は動きを起こします。どういう動きかと言うと、現地に行って基準に基づいて「リクエストシート」というのを職員がつくれます。当時の町長とは変わってしまいましたが、町長の最大の楽しみは、担当者からあがってきたリクエストシートをちゃんと読むこと、と言われていました。

担当者は 2 人しかいないんですが、この 2 人で、現地に行って周りを見たり写真を撮ったりして、69 の基準をどうしたらいいのか、ということのリクエストシートに書くんです。当然、申請者は申請者の思いで、美の基準を読んでスケッチみたいなものにしてきます。このときに、真鶴町は言葉だけではなくて、リクエストシートを説明をして渡して、設計

者はそれに基づいてイメージを作ってくる。こういうやり取りをスケッチの段階で、何回かやり合って、最終的に設計図に進んでいく、これが一番幸せな進め方と言うわけです。



問題は、そうは言っても業者が気に食わない、まちのやってることはやりすぎだと、いった場合にどうするか。これは法律上の措置なんですけど、「訴えの権利」といいますが、業者は訴えることができる、あるいは町民も町の指導はだめだ、もっときつくやれ、とかこれも訴えることができる、町長も業者が指導を聞かなければ訴えることができる。ということで、真鶴では二審性を取っています。

最初の訴えは公聴会です。公聴会は、従来の都市計画法の公聴会とは全く違って、まちづくり審議会の会長が議長になって、たとえば業者が右、町民など訴えたほうが左、両方から意見を聴取して場合によっては喧嘩してもらって最後は議長が聞いたうえで引き取って、これをレポートを書いて町長に渡します。それでこの開発はだめだとなれば、町長はそれを元にしてこの開発はだめ、ということになります。これが一審です。

決着がつかない場合二審があります。これは議会です。決着がつかない、あるいは業者が訴えた場合、町民が訴えた場合は、最後は議会に行って、議会が最高裁みたいなものになります。議会の場で、この開発を許可するかどうか議論され、議会がこの開発はだめだと思ったら、水を出さないということになります。水を出さないと建築できない、あとは、10年戦いますか、ということになるわけで、従って真鶴では、極端にひどい開発はおきていないという状況になっています。水を出さないというのは、意外とすっきりしていると私は思っています。



次に景観法ができてどうしようか、ということを考えました。真鶴は景観法思想とは全く違うので、あんなもの使うべきでないという話もありましたが、最終的には使おうという事になりました。なぜかと言うと、条例も10年経つと風化してくる、町の職員も10年経つとルーチンワークになって適当にやり始めるということもあって、もう一度まちづくり条例を再生させようとなりました。再生させるためには、岸田さん（景観法制定時の担当者）を呼ぼうということになって、真鶴に呼んで講演をしてもらいました。講演したら味方にならざるを得ないということで、色々仕掛けを行ないました。

ここから最後の話になりますが、景観法を使って何をやったかということ、真鶴でも当然道路があります。大きな道路は県道です。実は残念ながら、真鶴道路という景観をぶち壊す道路が走っています。そういうことを含めて県が港湾整備する、あるいは農道をつくる、いろんな話がおきてきた。まちがひとつひとつこれについて戦わないといけない。それ以上に町のまちづくり条例を担当しているところは一生懸命、民間に指導するんですが、一番悪いのは町の土木管理課で、県が農道とかを整備するときには文句言うけども、自分たちが町道を作るときはひどい道路を作っていくんです。ここをどうするのか。町の中で、「美の基準」をちゃんとやってるところと、隣のセクションに、お構いなしにひどい道路を作るところがあるわけです。どうやってうまくやっていくのか、というところでここに景観法を使おうとなりました。どう使うかと言うと、景観協議会をまず行政間でつくろうということになりました。真鶴町が景観行政団体第一号ですが、真鶴町から県に対して、

景観協議会に入って欲しいと要望しようということになりました。最終的に、県と町が一緒に作った形にしようということになり行政団体だけの景観協議会というのが、真鶴町でできたわけです。

結果として今何が起きてるかということ、港湾の整備をするときに、ちゃんと小松石をつかってくれるとか、いろんなことがようやく生まれ始めたところです。景観協議会ができた結果、景観計画にしっかり書いてあるんですが、公共施設は重要な景観構成施設と位置づけていて、さらに景観協議会ができたので結果として景観計画に基づいて、真鶴でやる公共事業をやらないといけないということになった。景観計画に何が書いてあるかというと、「景観計画の基準は美の基準である」と書いてある。結果として、景観計画の橋渡し役になって、景観条例、8つの原則と69のキーワードが、実は法律に裏づけがある基準、規則なんだというものになってしまった。結果として、県も町の土木管理課もこれに基づかないといけなくなった。景観法が使えるところは、たぶんここが大きく使えるんじゃないかと思っています。なんとか、鞆の浦もそうなればいいなと思っています。